

学 校 給 食 事 業 に 関 す る
財 務 事 務 の 執 行 に つ い て

広島市包括外部監査人
公認会計士 濱 田 芳 弘

目 次

第1 外部監査の概要.....	2- 1
1 外部監査の種類.....	2- 1
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	2- 1
(1) 外部監査の対象.....	2- 1
(2) 監査対象期間.....	2- 1
(3) 外部監査実施期間.....	2- 1
(4) 事件を選定した理由.....	2- 1
(5) 補助者.....	2- 1
(6) 利害関係.....	2- 1
3 監査実施の概要.....	2- 2
(1) 監査の視点.....	2- 2
(2) 主な監査手続.....	2- 2
第2 広島市の学校給食事業の概要.....	2- 3
1 学校給食について.....	2- 3
(1) 意義.....	2- 3
(2) 概要.....	2- 3
2 広島市の学校給食.....	2- 5
(1) 沿革.....	2- 5
(2) 学校給食実施状況.....	2- 6
(3) 広島市学校給食の業務フロー.....	2- 7
3 市学校給食会の役割.....	2-11
(1) 設立目的および役割.....	2-11
(2) 主要項目の年度別推移.....	2-11
(3) 市学校給食会の組織.....	2-12
4 学校給食費.....	2-13
(1) 学校給食費の根拠規定.....	2-13
(2) 学校給食費の水準.....	2-13
(3) 学校給食費の管理.....	2-15
(4) 決算額の推移.....	2-16
5 学校給食に係る広島市の主な取組みと進捗状況.....	2-17
第3 外部監査の結果及び意見.....	2-18
1 委託料.....	2-18
(1) 可部地区学校給食センターの委託業務.....	2-18
(2) 中学校のデリバリー給食について.....	2-21

(3) 学校給食配送業務の委託	2-25
2 補助金	2-26
(1) 市学校給食会への補助金	2-26
3 人件費	2-28
(1) 人件費について	2-28
4 学校給食関係総原価の分析（参考資料）	2-42
(1) 平成16年度の学校給食関係総原価	2-42
(2) 教職員分について	2-43
5 学校給食に係る広島市の主な取組みと進捗状況（参考資料）	2-45
(1) 安全でおいしい給食の推進対策事業の概要	2-45

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

学校給食事業に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成16年度。ただし、必要に応じて他の年度も対象としている。

(3) 外部監査実施期間

平成17年7月16日から平成18年1月15日まで

なお、平成17年4月1日から平成17年7月15日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行った。

(4) 事件を選定した理由

現行の学校給食制度は、終戦直後の困難な食料事情下で始められ、昭和29年に「学校給食法」が施行され法的な整備がなされている。「児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善」（学校給食法第1条）に寄与した功績は大きく、その目的は十分果たしているといえる。しかしながら、現在人件費を含めた総予算規模は約80億円にのぼっており、行政改革計画における教育委員会の取組方針「学校給食内容の充実及び効率化の検討」に見られるように、制度の目的は維持しつつも、何らかの効率化を検討せざるを得ない時期に来ている。

学校給食事業が、関係諸法令等に基づき実施されているか、また、効率的な管理運営となっているかを調査することにより、学校給食事業の現在における存在意義を再検証するとともに、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成することに資すると考え、テーマとして選定したものである。

(5) 補助者

公認会計士	小 早 川 幸 三	公認会計士	藤 井 義 則
公認会計士	吉 岡 令 子	公認会計士	吉 山 浩 明

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

3 監査実施の概要

(1) 監査の視点

学校給食事業に関する財務事務の執行が、関係諸法規に従って経済的・効率的・有効的に行われているかを検証するために、以下の着眼点に基づき監査を行った。

ア 委託料

- (ア) 委託先の選定は適正に行われているか。
- (イ) 委託料の算定は適正に行われているか。
- (ウ) 委託業務は効率的に行われているか。

イ 財団法人広島市学校給食会に対する補助金

- (ア) 補助の対象は適正か。
- (イ) 補助金の申請、決定、交付等の手続は適正に行われているか。
- (ウ) 補助金額の算定は適正に行われているか。

ウ 人件費

- (ア) 給与の算定や支給手続きは適正に行われているか。
- (イ) 職員の採用及び配置は、業務内容や必要性を考慮し、適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

上記(1)の視点を踏まえて、関係法令・条例・規則等の規程の閲覧、担当者への質問、学校給食センター等の視察、財務情報等の分析を行った。

なお、監査手続は原則として試査（サンプリング）により行った。

第2 広島市の学校給食事業の概要

1 学校給食について

(1) 意義

学校給食法によれば、「学校給食」とは義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与することを目的とし、学校教育活動の一環として実施されており、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならないものとされている。

- ・日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと
- ・学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと
- ・食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること
- ・食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと

なお、特殊教育諸学校の給食については「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」、夜間定時制高等学校の給食については「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に規定されている。

(2) 概要

わが国の学校給食は、平成15年5月1日現在、児童生徒数で小学校では99.4%、中学校では82.5%の高い実施率に達し、全体では1,043万人の児童生徒等が学校給食を受けている。なお、学校給食に要する経費については、学校給食法において人件費、施設設備費は学校設置者が負担し、食材費等は保護者が負担することとなっている。

文部科学省の統計資料によれば、学校給食実施状況は次のとおりである。

学校給食実施状況

(平成15年5月1日現在)

区 分		全 国 総 数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	%	実施数	%	実施数	%	実施数	%
小 学 校	学校数	23,633	22,621	95.7	114	0.5	279	1.2	23,014	97.4
	児童数	7,226,910	7,130,121	98.7	18,375	0.3	32,138	0.4	7,180,634	99.4
中 学 校	学校数	11,150	8,102	72.7	61	0.5	1,307	11.7	9,470	84.9
	生徒数	3,751,424	2,587,202	69.0	14,309	0.4	492,520	13.1	3,094,031	82.5
特 殊 学 校 教 育	学校数	995	820	82.4	1	0.1	19	1.9	840	84.4
	幼 児 ・ 児 童 ・ 生徒数	96,473	85,346	88.5	24	0.0	1,552	1.6	86,922	90.1
夜 高 間 等 定 学 校 制	学校数	793	460	58.0	245	30.9	1	0.1	706	89.0
	生徒数	110,469	46,949	42.5	20,958	19.0	498	0.5	68,405	61.9
計	学校数	36,571	32,003	87.5	421	1.2	1,606	4.4	34,030	93.1
	幼児・ 児童・ 生徒数	11,185,276	9,849,618	88.1	53,666	0.5	526,708	4.7	10,429,992	93.2

(注) 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食をいう。

補食給食とは、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

2 広島市の学校給食

(1) 沿革

年 月	事 項
昭和22年 2月	ミルクとおかずの給食開始
昭和25年 7月	広島市立小学校完全給食（パン、脱脂粉乳のミルク、おかず）実施 学校給食費1食分6円50銭程度（各学校差あり）
昭和27年 6月	広島市学校給食協会（任意団体）が発足し、小学校全校が共同献立、物資の共同購入による学校給食となる。学校給食費1食分13円
昭和29年 6月	法律第160号をもって「学校給食法」が公布される。
昭和32年 4月	広島市学校給食協会が改組され、「財団法人広島市学校給食会」（注）が設立される（学校給食費1食分15円で、給食会加入校は42校）。
昭和39年 9月	家庭連絡用献立表の配付を開始
昭和50年 4月	学校給食費の保護者負担は食材料のみとし、その他は全額広島市費負担とする。学校給食費1食分130円（小学校）
昭和51年	米飯給食を実験的に導入する。
昭和55年 4月	米飯給食を週1回実施する（昭和56年5月から週2回となる。）。
平成 6年 4月	中学校のデリバリー給食の試行実施校の決定（長束中、瀬野川東中）
平成 6年11月	中学校のデリバリー給食の試行を開始
平成 9年 4月	中学校のデリバリー給食の実施校を拡大
平成10年 4月	学校給食費1食分小学校200円、中学校240円に改正
平成15年 4月	中学校給食の全校実施（うち、デリバリー給食42校）

（注）財団法人広島市学校給食会については、以下報告書を通して「市学校給食会」という。

(2) 学校給食実施状況

ア 給食の実施区分別内訳（平成17年5月1日現在）

区 分		総 数	給 食 実 施 校				未実施
				完全 給食	補食 給食	ミ ル ク 給食	
学 校 数	小学校	校 140	校 140	校 140	校 0	校 0	校 0
	中学校	63	63	63	0	0	0
	養護学校	1	1	1	0	0	0
	高等学校(定時制)	2	2	1	1	0	0
	合計	206	206	205	1	0	0
児 童 ・ 生 徒 数	小学校	人 67,365	人 67,365	人 67,365	人 0	人 0	人 0
	中学校	28,206	28,206	28,206	0	0	0
	養護学校	230	230	230	0	0	0
	高等学校(定時制)	251	251	112	139	0	0
	合計	96,052	96,052	95,913	139	0	0

イ 完全給食の調理方式別内訳（平成17年9月1日現在）

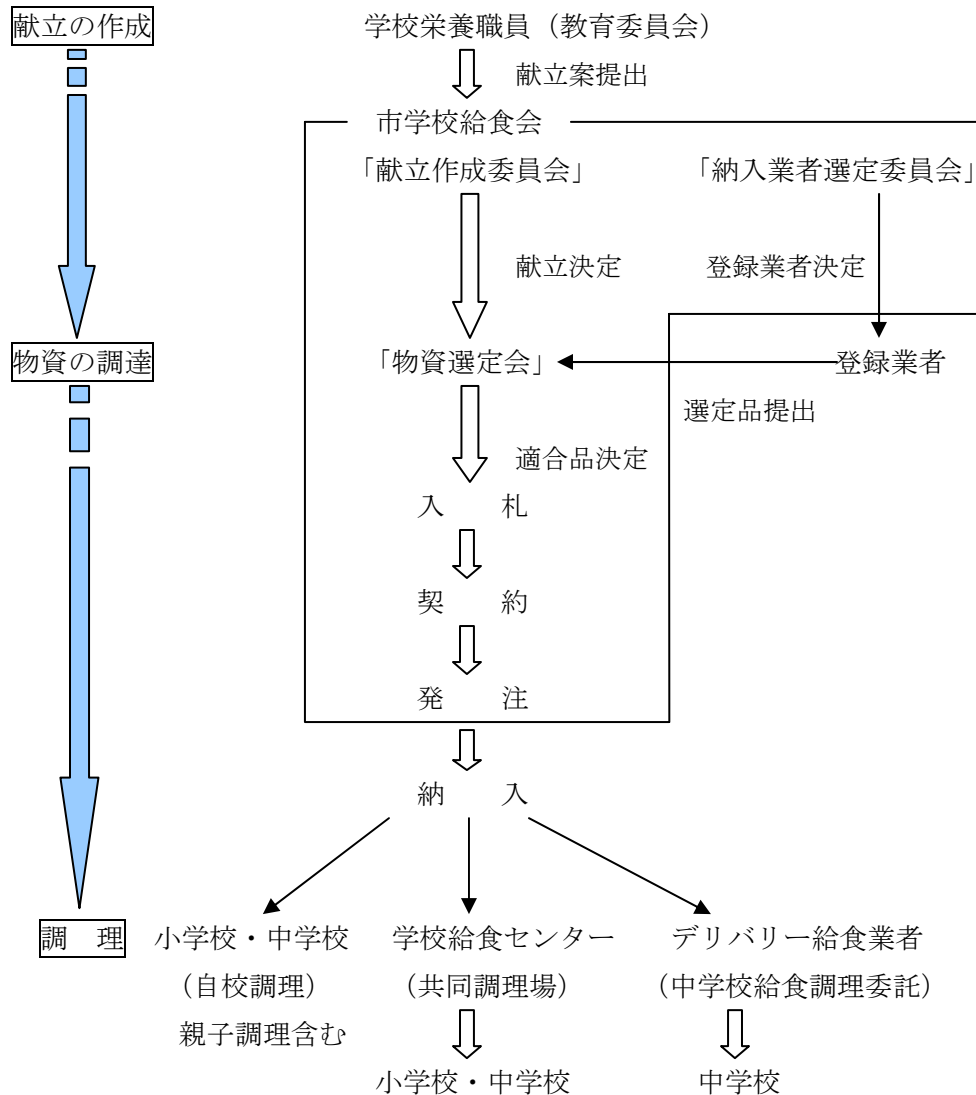
区 分		完全 給食	自校調理		共同調理		デリバリー 給食	
			市学校給食会 加入		市学校 給食会 未加入	市学校 給食会 加入	市学校給 食会 加入	
			単独	民間 委託				
学 校 数	小学校	校 140	校 114	校 1	校 0	校 22	校 3	校 0
	中学校	63	7	1	0	11	2	42
	養護学校	1	1	0	0	0	0	0
	高等学校(定時制)	1	0	0	1	0	0	0
	合計	205	122	2	1	33	5	42
児 童 ・ 生 徒 数	小学校	人 67,365	人 56,358	人 48	人 0	人 10,587	人 372	人 0
	中学校	28,206	3,010	34	0	5,368	219	19,575
	養護学校	230	230	0	0	0	0	0
	高等学校(定時制)	112	0	0	112	0	0	0
	合計	95,913	59,598	82	112	15,955	591	19,575

（注）各調理方式や内訳については、次の「(3)ウ 調理」を参照

(3) 広島市学校給食の業務フロー

広島市学校給食に係る業務フローは次のとおりである。

【 業務フロー図 】



ア 献立の作成

献立の作成は以下の手続きにより実施される。

○ 例年8月中

学校栄養職員：献立について年間の大枠を作成
（以下、各月の献立について）

○ 給食実施月の4か月前

学校栄養職員：細かく献立を作成
・・・この時点で価格（材料費）もある程度検討

○ 給食実施月の3か月前の20日頃

学校栄養職員：「献立案（素案）」を市学校給食会へ提出

市学校給食会：価格（材料費）等を調整（2～3日）、要修正事項があれば学校栄養職員へ伝達

学校栄養職員：内容修正後、献立作成委員会開催の1週間前頃市学校給食会へ「献立案」を提出

・・・この時点で価格（材料費）は調整済み

○ 給食実施月の2か月前の3日頃

市学校給食会：「献立作成委員会」を開催（各委員会1時間30分程度）

小学校・中学校自校調理献立作成委員会（35名）

中学校給食調理委託献立作成委員会（6名）
センター給食献立作成委員会（11名）

通常同日
開催

・・・ここでは主に、各日の調理時間の都合によるメニュー差替え等、必要な修正が入る（修正が全くない場合もある。）。

→「献立」の決定

なお、各委員会のメンバーは次のとおりである。

＜小学校・中学校自校調理献立作成委員会＞ ＜中学校給食調理委託献立作成委員会＞

・給食実施校の校長	2名	・給食実施校の校長	1名
・学校給食主管課関係職員(技術)	1名	・学校給食主管課関係職員(技術)	1名
・学校給食主任（教諭）	8名	・学校給食主任（教諭）	2名
・学校栄養職員	8名	・P T Aの役員	2名
・学校給食調理員	8名		計6名
・P T Aの役員	8名		
	計35名		

＜センター給食献立作成委員会＞

・給食実施校の校長	1名
・学校給食主管課関係職員(技術)	1名
・学校給食主任（教諭）	2名
・学校栄養職員	2名
・学校給食調理員	2名
・学校給食センター職員（所長）	1名
・P T Aの役員	2名
	計11名

イ 物資の調達

決定した献立に基づいた物資の調達は、以下の手続きにより実施される。

「納入業者選定委員会」では、2年に1回、納入業者からの登録申請を受け、同委員会では審査を行い、登録業者の決定を行う。

納入業者選定委員は次のとおりである。

- ・市学校給食会役員（副会長ほか） 6名
- ・学校給食主管課関係職員（課長） 1名
- ・社会局関係職員（保健所） 5名
- ・中央卸売市場関係職員 3名
- ・学校給食主任（教諭） 2名 計17名

○ 給食実施月の前月7日ごろ

納入業者として登録された業者は、入札に先立ち、上記アで決定された献立に合うと思われる選定品を「物資選定会」に提出して審査を受ける。物資選定会では、提出された選定品の中から、条件に合う適合品を選定する。

物資選定会は次のメンバーで構成されている。

- ・市学校給食会役員（専務理事） 1名
- ・給食会技術委員（専門員） 1名
- ・学校給食主管課関係職員（技術） 3名
- ・学校栄養職員 6名 計11名

○ 給食実施月の前月17日ごろ

登録業者は、物資選定会で適合品となった物資についてのみ「入札」に参加できる。

入札立会者は次のとおり。

- ・市学校給食会役員 若干名
- ・学校給食主管課関係職員 若干名

入札により、納入業者が決定し、その後、「契約」を締結する。

○ 給食実施月の前月25日ごろ

物資の「発注」を行い、献立に従って各学校等への物資の「納入」が行われる。

ウ 調理

現在、給食の調理は、3つの方式により行われている。なお、校数等は平成17年9月1日現在のデータに基づいている。

(ア) 自校調理方式

給食を実施する個々の小学校又は中学校等ごとに、それぞれ調理室を設け調理を行う方式である。ほとんどの自校調理校は、市学校給食会に加入しており、広島市が作成した統一献立を使用し、食材の調達市学校給食会を通して行っている。広島市では、完全給食を行う小学校140校のうち115校（82.1%）、中学校63校のうち8校（12.7%）が自校調理を行っている。なお、上記自校調理校数には親子調理方式（注）を含んでいる。

自校調理校のうち、似島学園小学校及び似島学園中学校では、正規職員で島内居住者を配置することが困難なため、調理については民間委託を行っている。

また、自校調理方式で唯一、市学校給食会に加入していないのは、大手町商

業高等学校で、1校のみの献立で、食材も異なるため、学校で食材を調達している。

(注) 親子調理方式：自校調理校の調理室で、近隣の1～2校の学校給食の調理を一緒に行うもの。

(イ) 共同調理場（学校給食センター）方式

二以上の小学校又は中学校の調理を共同して行うため、通常、これらの学校とは別の敷地に共同調理場を設け調理を行う方式であり、広島市では、小学校で25校（17.9%）、中学校で13校（20.6%）において実施されている方式である。このうち、市学校給食会に未加入の小学校3校、中学校2校はすべて、平成17年4月に広島市と合併した湯来町の学校であり、平成18年度から市学校給食会に加入する予定となっている。

共同調理場（学校給食センター）は、広島市内に6か所あり、うち可部地区学校給食センターでは平成17年9月から調理業務等の民間委託を実施している。

(ウ) デリバリー給食方式

献立を広島市が作成し、食材の購入は市学校給食会で行い、調理、配送、ランチボックスの洗浄・保管といった一連の業務を民間業者に委託する方式である。中学校のうち42校（66.7%）で実施されている。この方式による給食は生徒の選択制であり、平成16年度は申込み率47.4%であった。

3 市学校給食会の役割

(1) 設立目的および役割

市学校給食会は、正式名称を財団法人広島市学校給食会といい、広島市内にある学校の学校給食の円滑なる実施、運営及びその発展に寄与すること目的に、昭和32年4月に基本財産200万円で設立された財団法人である（前身の広島市学校給食協会は昭和27年につくられている。）。広島市は出資していない。広島市の学校給食事業の充実・発展及びその運営を適正にし、学校給食に要する物資の調達及び供給を行い、学校給食の普及奨励を行うことを主たる事業内容としている。広島市では従来から市学校給食会の事業の経費に充てるための補助金を交付している。近年の補助金額は(2)のとおりであり、平成16年度は1億2,279万円であった。

(2) 主要項目の年度別推移

市学校給食会 主要項目の年度別推移 (単位：千円)

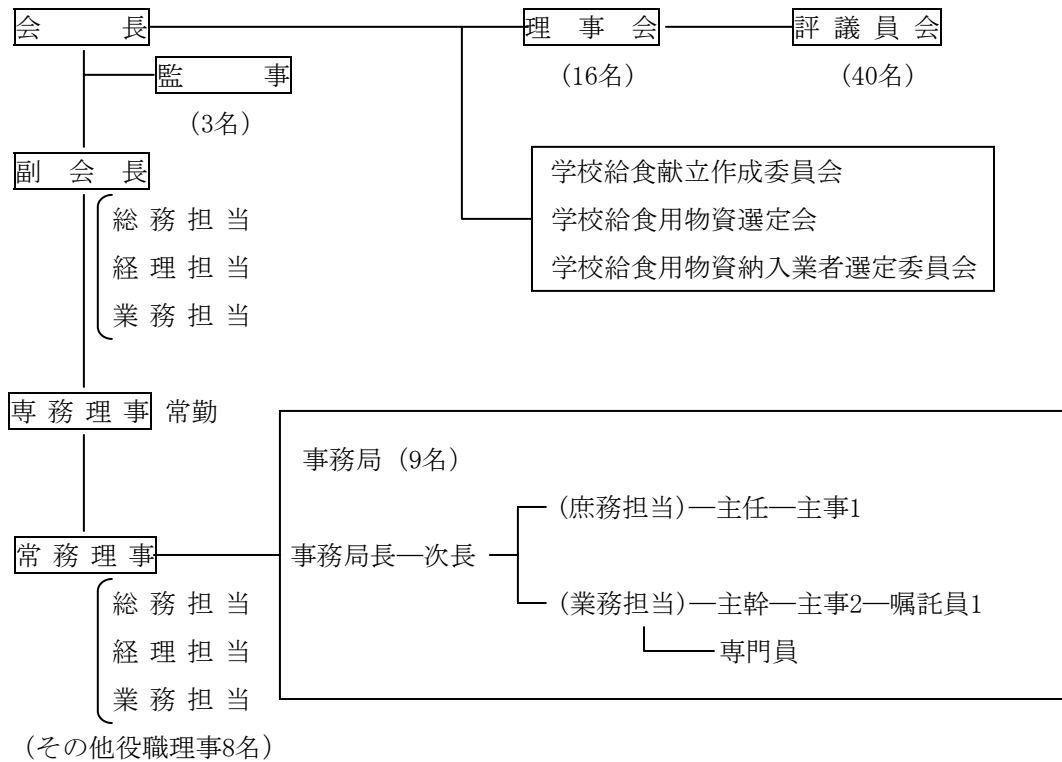
年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
会費収入 (A)	3,064,000	3,182,887	3,244,347	3,339,835	3,299,152
広島市補助金収入	140,398	159,176	141,418	133,707	122,793
県立学校負担金収入	694	769	703	645	601
事業費 給食賄材料費(B)	3,060,970	3,141,483	3,233,664	3,327,010	3,271,217
物資配送委託費	28,269	29,764	30,179	31,247	30,961
事業費計	3,089,240	3,171,247	3,263,844	3,358,258	3,302,178
管理費	115,047	133,156	113,826	104,895	93,420
給食会費収支 (A－B)	3,029	41,404	10,682	12,824	27,934
学校数(校) 小学校	128	136	137	139	139
中学校	44	52	60	62	62
県立校	3	3	3	3	3
計	175	191	200	204	204
延食数(食) 小学校	12,267,220	12,419,487	12,397,327	12,710,226	12,618,389
中学校	2,500,945	2,865,396	3,139,278	3,279,376	3,193,769
県立校	71,929	72,572	76,231	76,136	76,779
計	14,840,094	15,357,455	15,612,836	16,065,738	15,888,937
給食賄材料費 主 食	834,689	850,973	858,158	874,203	884,219
副 食	1,685,419	1,765,294	1,828,955	1,880,908	1,822,221
牛 乳	540,862	525,214	546,550	571,899	564,776
計	3,060,970	3,141,483	3,233,664	3,327,010	3,271,217

(出典：市学校給食会の決算資料)

(注) 金額は単位未満を切捨てている。

(3) 市学校給食会の組織

市学校給食会の組織図（平成16年度）は次のとおりである。



役員のうち、専務理事は常勤であり広島市職員OBである。また、事務局9名のうち、事務局長、次長、専門員の3名は広島市からの派遣である。

4 学校給食費

(1) 学校給食費の根拠規定

学校給食法上、学校給食の実施に要する経費の負担関係は以下のとおり規定されている（学校給食法第6条、学校給食法施行令第2条）。

負担者	内容
学校設置者	- 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費 - 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費 - 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費
保護者	上記以外の学校給食に要する経費

よって、学校給食法でいう学校給食費は、主として食材費と光熱水費が該当する。ただし、学校給食法第6条は、単に経費の負担区分を示したものであり、光熱水費等を学校設置者が負担することを禁止する趣旨のものではないと解釈されている。

広島市では昭和50年4月より、学校給食費の保護者負担は食材費のみとし、その他を広島市の負担としている。

(2) 学校給食費の水準

ア 広島市の学校給食費の単価

広島市において学校給食費の単価は、月額ではなく1食を基準としている。この1食単価は食材費に充当され、その他の費用は広島市が負担している。

なお、教職員が給食を食べる場合は、児童生徒と同額の負担である。

【学校給食費（1食分）単価の推移】

改定時期	小学校	中学校
昭和53年4月	150 円	180 円
昭和56年4月	170 円	204 円
平成 3年4月	190 円	228 円
平成10年4月	200 円	240 円

（出典：教育委員会作成「学校給食・広島市のあゆみ」より抜粋）

イ 全国及び広島県との比較

学校給食費については、文部科学省が「学校給食実施状況等調査」を実施している。同調査と広島市を比較した結果は以下のとおりである。

(単位：円)

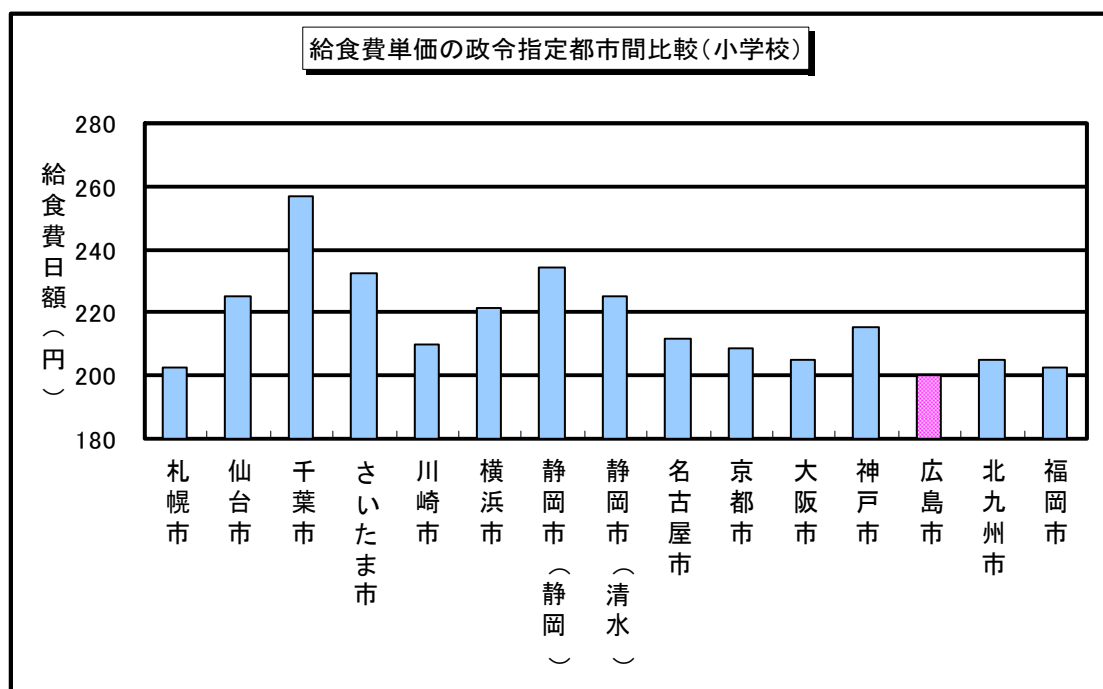
区 分		全国平均	広島県	広島市
小学校	低学年	227	213	200
	中学年	228	213	200
	高学年	229	213	200
中 学 校		266	247	240

(注) 全国平均、広島県の1食単価は、「学校給食実施状況等調査」(平成15年5月)を基に算定している。

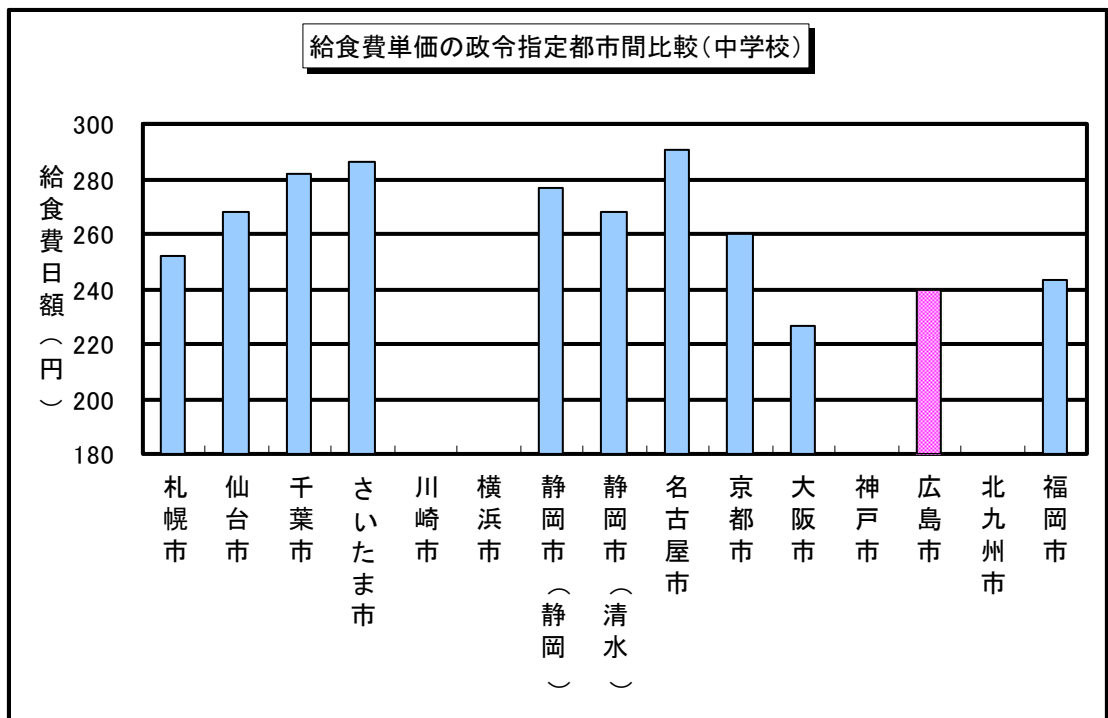
ただし、自治体により食数規模など条件が異なり、食材費以外の経費等を保護者から徴収している自治体もあるなど、学校給食費の高低について全国平均と一概に比較することはできないことに留意する必要がある。

ウ 他政令指定都市との比較

広島市と他政令指定都市の学校給食費の比較結果は以下のとおりである。なお、以下のグラフは、「平成17年度 第69回 大都市学校給食連絡協議会」資料に基づき作成したものである。



(注) 自治体によって学年別に単価が異なるため、平均額で比較を行っている。



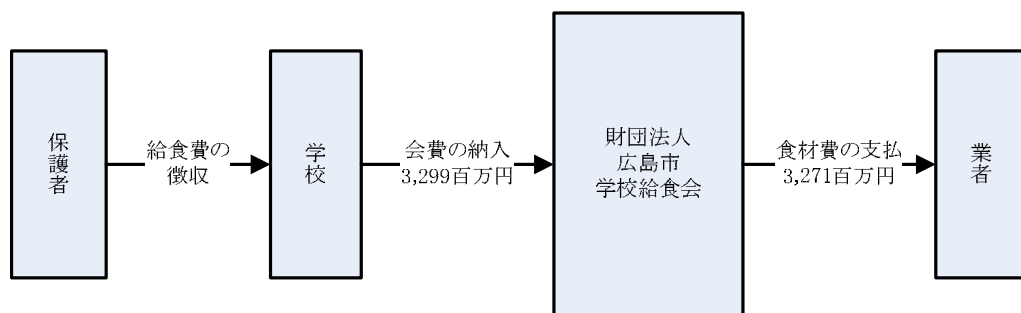
(注) 川崎市、神戸市及び北九州市はミルク給食、横浜市は給食を実施していない。

(3) 学校給食費の管理

学校給食費の性格は学校教育に必要な教材費等と同様のものであり、これを市町村の予算に計上するか否かは各市町村の自由に委ねられている（昭和32年12月18日行政実例）。

広島市では学校給食費は市学校給食会の収入との位置づけであり、公費ではなく私費の扱いである。したがって、学校給食費は広島市の予算に含まれていない。

学校給食費の事務の流れとしては、まず、各学校が保護者から給食費を集め、会費として市学校給食会に送金し、市学校給食会が集めた会費で業者に給食用食材費の支払を行うという流れになっている。



(注) 金額は平成16年度の決算額である。

市学校給食会でヒアリングしたところによると、市学校給食会と学校の資金決済

は、毎月概算請求に基づき支払がなされ、最終的に学期毎に精算が行われることになっている。しかし、学校から市学校給食会への概算払は毎月25日という期限であるが、遅延や入金額の不足がある。理由としては、保護者からの回収遅延、就学援助費の入金ずれ（広島市から就学援助費が支払われるのは翌月となるため）などが挙げられる。

また、学校における学校給食費の取扱いについては、平成14年4月に教育委員会が「学校納入金の取扱いについて」という通知を出している。これは教材費、児童・生徒会費等の学校納入金（授業料等の公費を除く。）の扱いを示したもののだが、学校給食費もこれに含まれるということである。

(4) 決算額の推移

学校給食費の過去の実績は以下のとおりである。

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
【収入】会費収入 ①	3,064	3,182	3,244	3,339	3,299
【支出】給食賄材料費 ②	3,060	3,141	3,233	3,327	3,271
収支差額 ①－② ③	3	41	10	12	27
延食数 ④	百万食 15	百万食 15	百万食 16	百万食 16	百万食 16

（出典：市学校給食会 決算報告書）

（注）金額は単位未満を切捨てている。

また、過去の決算数値をもとに1食当たりの給食賄材料費単価を算出すると以下のとおりとなる。

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	円	円	円	円	円
1食単価	206	205	207	207	206

（注）1食単価は円単位の金額より算出しているため、上記表の項目をもとに算定した場合と数値が異なっている。

市学校給食会が集めた会費は、基本的に食材の調達に充てられるが、食材の価格変動の影響等により、毎年若干の差額が生じている。

5 学校給食に係る広島市の主な取組みと進捗状況

平成16年4月に教育委員会事務局が発表した「行政改革計画（平成16年度～平成19年度）」によると学校給食に対する改革として、以下の取り組みが行われている。

大綱の柱	大綱の区分	取 組 み	進捗状況 (平成17年3月31日現在)
事業の改革	効果的・効率的な公共事業の実施	学校給食内容の充実及び効率化の検討 【内容】 学校給食の内容の充実を図るとともに、効率的な学校給食の運営を検討する。 【目標又はねらい】 学校給食の内容の充実を図るとともに、効率的な学校給食の運営を検討する。 【効果】 児童生徒及び保護者の学校給食に対する満足度の向上に繋がる。また、効率的な学校給食の運営が期待できる。	着手 「安全でおいしい給食の推進」として、平成17年度から食物アレルギーを持つ児童生徒への対応や食器の充実・改善等の課題に取り組むとともに、平成17年9月から安佐地区学校給食センターを可部地区学校給食センターに集約し、調理、清掃等の業務をモデル事業として民間委託することとした。
	透明性が高く、公正で的確な事務の推進	学校給食情報提供システムの構築 【内容】 学校給食の食材に関する情報や食指導に関する情報を、学校、保護者、地域等に適時に情報提供できる体制を構築する。 【目標又はねらい】 学校給食に関する食材等の情報を適時に提供し、保護者等の給食に対する理解を深める。また、食に関する情報を広く家庭、地域へ発信する。 【効果】 学校、保護者への連絡がスムーズになり、保護者の不必要な不安感の解消が図れ、苦情等の削減につながる。	着手 情報提供方策及び提供内容について検討中（平成16年教育委員会LAN設置）
財政の改革	歳出抑制・削減	市学校給食会運営補助金の見直し 【内容】 市学校給食会運営補助金について、見直しの検討を行う。 【目標又はねらい】 現在、交付している補助金の見直しの可能性を探り、歳出の抑制・削減を図る。 【効果】 財政の改革に寄与できる。	終了 平成17年度予算で、物資配送費を補助金対象から削除した。

第3 外部監査の結果及び意見

1 委託料

(1) 可部地区学校給食センターの委託業務

ア 事実の概要

(ア) 委託の目的

平成17年9月から旧安佐地区学校給食センターの機能を、可部地区学校給食センターに集約し、調理業務（調理、器具洗浄、清掃等）を民間委託している。これは、広島市が進めている「安全でおいしい給食の推進対策事業」の一環として行われたものである。統合の主目的は、旧安佐地区学校給食センターの老朽化及びアレルギー対策やドライ運用への対応を可能とする学校給食センターの実現にあるが、同時に民間委託化により運営の効率化を図るものである。

公募型プロポーザル方式により委託業者を選定している。

公募型プロポーザル方式

プロポーザル方式とは業者から技術力、経験、プロジェクトに望む体制などについてプロポーザル（企画提案書）を提出してもらい、それを公正に評価して業者を選ぶ方式である。公募型とは業者の参加を公示により募る方式をいう。

(イ) 可部地区学校給食センターの概要（平成17年9月1日現在）

建築年月	昭和49年4月
敷地面積	15,754㎡
建物延面積	945.61㎡
建物構造	鉄骨造 平屋建
運用方法	ウェット方式（ドライ運用）
調理数	約4,500食
対象校	小学校6校、中学校3校

ウェット方式とは、調理場の床が水にぬれて湿った状態で調理を行う方式をいう。床がぬれていることにより床からの跳ね水による細菌汚染を受けやすいので、床が乾いた状態のドライ方式が望ましい。ウェット方式のドライ運用とは、過渡的に調理設備を工夫することにより、施設設備はウェット方式のまま、できるだけ乾いた状態を維持しながら調理を行う運用方法をいう。

(ウ) 業者選定手続

- a 広島市学校給食センター調理等委託事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）が設置され選考を行っている。

選考委員会は教育長他6名の委員で構成され、「広島市教育委員会委託業務等競争入札参加者指名委員会」（以下「指名委員会」という。）と同一である。

選考委員会の選考結果を受けて、最終的には指名委員会に諮って決定される。

- b 選考の経過は以下のとおりである。

- ・平成17年4月1日 委託業者の募集開始（広報紙、広島市ホームページ）
- ・平成17年4月15日 説明会、施設見学会の実施（参加6社）
- ・平成17年4月28日 募集締切り（4社から企画提案書受領）
- ・平成17年5月26日 選考委員会により個別ヒアリングを実施（1社辞退により3社実施）
- ・平成17年5月30日 指名委員会により決定

- c 参加資格要件は以下のとおりである。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- ・1回当たり1,500食以上の学校給食の調理実績があること
- ・学校調理等業務の経験者を必要数配置できること
- ・原則として過去5年以内に食中毒事故をおこしていないこと
- ・安定的かつ健全な財務能力を有すること等

- d 書類評価の項目は以下のとおりである。

- ・学校給食運営に対する基本的な考え方
- ・調理業務実施体制
- ・調理等業務の安全・衛生管理体制

- e 書類評価、見積金額評価及びヒアリング評価をそれぞれ点数化し、最も高い点数を得た業者を選定する。

(エ) 契約の概況

契約先 株式会社ニッコトラスト
所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者 石川 充幸
資本金 9,999万円
年商 318億円
創立 昭和16年
学校給食の実績 1,500食以上の学校給食センター実績 12か所
契約金額 4,389万円
契約期間 平成17年9月1日～平成18年3月31日
契約日 平成17年9月1日

業者選定結果をうけて、同社と最終的な委託金額交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約により契約した。契約額は、選考委員会に提出された当初の見積金額とほぼ同額で決定された。

地方自治法施行令第167条の2（随意契約）第1項第2号

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」（下線は監査人によるもの）

イ 監査手続

- (ア) 業者選定の適正性を検証するために、事業者募集要項、プロポーザル仕様書、事業者選考委員会評価資料等を閲覧し、担当者からヒアリングした。
- (イ) 可部地区学校給食センターの現場視察を実施した。

ウ 監査の結果

監査の結果として記載すべき事項はなかった。

(2) 中学校のデリバリー給食について

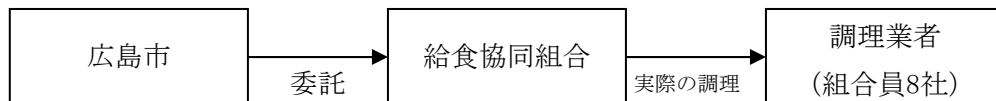
ア 事実の概要

(ア) デリバリー給食の概要

中学校給食については、平成9年度から段階的にデリバリー給食を導入している。平成16年度の中学校デリバリー給食関係の支出は3億2,202万円（決算数値）である。

デリバリー給食とは、広島市が献立を作成し、給食物資の受取、調理、盛り付け、配送、回収、洗浄、保管等の一連の業務を民間業者に委託する方式である。実際の委託の方法は、広島市学校給食事業協同組合（以下「給食協同組合」という。）との随意契約によって行われ、調理業務を行う業者は給食協同組合の組合員という仕組みになっている。

デリバリー給食の取引



給食協同組合とは平成9年、広島市立中学校給食の拡大実施方針決定の際、広島市の中学校給食調理業務等の受託を主な目的として中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された法人である。給食協同組合の組合員は、食品衛生法に基づく営業許可を有するとともに、広島市が定めた一定の資格要件を満たすもので構成されている。なお、ここでいう一定の資格要件とは「広島市立中学校給食給食調理等業務委託業者選定資格基準」によれば次のとおりである。

a 広島市内において、現に弁当を製造し販売する営業の許可（3類）を受けた法人組織（協同組合等にあつては、その構成員）で、次のすべての条件がそろっているもの

- ・ 「広島市立中学校給食調理等業務委託衛生管理基準」に基づき、広島市が作成した献立及び調達したランチボックス並びに食材料等により調理・製造ができるものであること
- ・ 新規に営業を開始し、概ね5年以上の営業実績があり、原則として、5年以内に食中毒等の事故がないものであること
- ・ 当日の午前6時30分以後に調理開始し、一定時刻（概ね午前11時50分頃）までに、学校の配膳室まで配送等が可能なものであること
- ・ 飲食店営業の許可の3類の条件の施設構成のうち、原材料保管庫・粗処理場・調理場・詰め合わせ包装場・食器洗浄殺菌室・更衣室・給水施設・便所の8施設を有し、かつ、財団法人広島県学校給食会委託炊飯工場の指定が受けられるもの

b 所轄の保健所長による製造・加工工場の衛生管理状態に関する採点が81点

以上のもの（毎年審査）

なお、中小企業等協同組合法の規定による協同組合への加入又は脱退は、任意にできることとなっている。

(イ) 契約方法及び理由

デリバリー給食に係る業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、給食協同組合を相手方として特命随意契約として実施されている。指名委員会に諮って決定されている。

特命随意契約の理由について広島市の説明は次のとおりである。

学校給食は教育活動の一環として実施するものであり、衛生管理面等には特段の意を用いて業務を遂行する必要がある。この方法による中学校給食は、対象中学校が広島市内一円に分散しており、給食配達時の衛生的安全性及び適温での給食の提供という観点からも、共同受注により各学校の立地条件等を考慮し、給食協同組合の組合員による実施業者の調整が可能である。不測の事態が生じた場合においても、給食協同組合内の他の組合員による対応が可能である。

特命随意契約について

随意契約は通常複数の業者から見積書を入手し、その中から最低価格を提示した業者を選定するが、業務内容の特殊性、緊急性等の判断から、複数業者から見積書を入手せず、1社を指名して随意契約を締結する契約方法を特命随意契約という。締結に当たっては、特命随意契約とする「理由書」を添付し、権限者の決裁を受ける必要がある。

(ウ) 衛生管理

「広島市立中学校給食調理等業務委託衛生管理基準」には施設・設備、従事員の衛生、調理・配送・回収等、検食・保存食、日常点検・定期点検等について次のとおり定められている。

- ・従事員は日常点検を行い、記録を残す。
- ・従事員は毎年5、10、2月の年3回定期点検を行い、各種定期検査票を広島市に提出する。
- ・従事員は月2回以上検便を行う。

(エ) 事故管理

事故が生じた場合、給食協同組合は直ちに広島市に報告しなければならないこととされている。

(カ) 広島市教育委員会保健体育課の行う業務

＜月次＞

- ・献立の説明（具体的な調理方法、特別な留意事項）
- ・委託業務実施報告書の内容チェック

＜随時＞

- ・業務従事者選任・変更状況のチェック
- ・事故報告書の受理
- ・改善指導（基本的には給食協同組合への指導を行うが、重要性の高い事故については組合の了解を得て、組合員を直接指導することもある。）

(カ) 給食申込率について

給食申込率の過年度推移

年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
申込率(%)	72.4	66.2	66.7	59.7	56.3	52.6	48.9	47.4

（出典：保健体育課作成資料）

学校給食導入が検討され始めた当初は保護者のニーズが高く、本格的導入開始年度である平成9年度は申込率も72.4%にのぼった。しかし、その後申込率は低下傾向にあり、平成15年度及び平成16年度においてはそれぞれ48.9%、47.4%と50%を下回っている。

原因は様々な要因の積み重ねによるものと思われる。これに対し、広島市ではアンケートを行うなどの方法で献立に生徒の嗜好を反映させることや、保護者への試食会を開催することにより給食への正しい理解を促すなどの施策を行っており、申込率の低下に歯止めをかけるように努めている。

イ 監査手続

- (ア) 業務従事者選任報告書及び業務従事者変更報告書（いずれも平成17年度分）を閲覧した。
- (イ) 平成17年10月に実施された定期検査の結果を閲覧した。
- (ウ) 平成17年10月に実施された検便検査の結果を閲覧した。
- (エ) 平成17年度の事故報告書を閲覧した。
- (オ) 平成17年度の調理業者別の残食量を調査した。

ウ 監査の結果

監査の結果として記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 単価決定について

デリバリー給食に係る業務委託契約は特命随意契約であるため、契約先である給食協同組合と広島市との価格交渉においては、広島市の設計単価が重要な意味を持ってくる。設計単価は業者と交渉する際の広島市側の基準となる単価である。業者の提示した見積単価が設計単価よりも高ければ、再度見積の提示を求めて契約することになる。少なくとも設計単価以下でなければ単価は決定されない。

設計単価は、米飯給食とパン給食別に1校当たりの人件費見積額と物件費見積額と諸経費見積額を合計して得られた「1校当たりの年間費用見積額」を「1校当たりの平均年間食数」で除して算定される。

平成16年度と平成17年度を比較検討したところ、見積方法を変更したため平成17年度の「1校当たりの年間費用見積額」は前年に比べて大きく減少している。この理由は、人員の配置数及び人件費単価を見直したためである。

ところが、「1校当たりの平均年間食数」についても見積方法を変更したことにより減少しているため、結果として設計単価は平成16年度と同額になった。

異なる見積方法で算定したにもかかわらず、同額の設計単価になるというのは設計単価の算定プロセスに恣意性が入っているのではないかという疑念が残る。

特命随意契約自体は現状ではやむを得ないものかもしれないが、それだけに単価の決定過程については合理性と透明性が求められる。

(イ) 一部業者の異常に少ない残食量について

平成17年度の調理業者別の残食量を調査した結果は以下のとおりである。

1食当たり残食量

(単位：g/食)

調理業者	4月	5月	6月	7月	9月	10月	平均
A社	107.5	110.6	125.8	123.6	143.5	122.2	122.2
B社	52.5	48.9	53.9	49.9	61.9	63.3	55.1
C社	107.6	123.0	145.0	135.0	147.4	134.2	132.0
D社	29.7	29.1	28.0	26.0	28.8	30.2	28.6
E社	74.8	99.5	116.7	107.0	143.9	131.0	112.1
F社	85.4	123.2	147.9	122.4	141.6	136.3	126.1
G社	97.1	108.0	123.1	125.7	119.3	98.0	111.9
H社	84.6	108.9	113.5	94.9	123.7	111.0	106.1

(出典：委託業務実施報告書(その1)から算定)

一部の業者(D社)の残食量が異常に少ない(平均28.6g/食)ことが判明した。残食量が少ないことは基本的には好ましいことだが、異常に少ないのは例

えば量り方が誤っている等、何らかの原因があると思われる。原因を調査のうえ、業者管理の面からも指導が必要である。

(3) 学校給食配送業務の委託

ア 事実の概要

(ア) 広島市が運営を行う学校給食センター（安佐地区、可部地区、五日市北地区、五日市中央地区、五日市南地区）において、各学校への給食の配送及び給食食器の回収業務を民間業者に委託している。業者の選定は通常型指名競争入札で行われる。

なお、学校給食センターのうち、安佐地区学校給食センターは平成17年7月、老朽化に伴い廃止されたことに伴い、同センターの業務は可部地区学校給食センターに統合された。また、可部地区学校給食センターについては平成17年9月から運営を民間業者に委託している。

(イ) 平成17年度の開札状況調書

(単位：千円)

学校給食センター	入札価格の範囲			
	第1回	第2回	第3回	第4回
安佐地区	1,230 ～4,400	－	－	－
可部地区	16,990 ～18,000	－	－	－
五日市北地区	21,200 ～24,500	－	－	－
五日市中央地区	5,760 ～8,500	－	－	－
五日市南地区	3,690 ～5,300	3,580 ～3,680	3,530 ～3,570	(注) 3,340

(注) 不落随意契約となっている。

イ 監査手続

(ア) 平成17年度の開札状況調書を閲覧した。

(イ) 過年度の委託業者及び委託料の推移を閲覧し、特異な状況の有無を調査した。

ウ 監査の結果

監査の結果として記載すべき事項はなかった。

2 補助金

(1) 市学校給食会への補助金

ア 事実の概要

市学校給食会の事業費は、広島市の学校給食における献立を一本化することにより、①栄養摂取量の格差をなくすこと、②一括購入により良質な物資を安価で計画的に供給すること、③学校における給食事務労力の軽減を図ること等の目的を達成するために使用されるものであり、広島市の学校給食事業の充実発展と円滑な運営に必要と考えられることから、広島市では従来から市学校給食会の事業の経費に充てるための補助金を交付している。

補助金の対象は、人件費、その他の経費全般であり、事業費及び管理費から給食賄材料費を除いた額である。ただし、実際には県立学校に係る広島県からの負担金収入、雑収入ほかの収入を控除した残額が最終的な市学校給食会への補助金交付額となる。

最近の補助金の交付額については次のとおりである。

(単位：万円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
補助金交付額	14, 141	13, 370	12, 279

平成16年度までは、上記のとおりであったが、平成17年度において広島市の財政改革の視点から見直しがなされ、物資配送委託費が補助の対象から除かれた。このため市学校給食会では平成17年度より、賄材料の仕入れに関する仕入業者との契約内容を見直し、配送費を仕入代金に含めることに変更した。なお、これによる学校給食費の増額は実施していない。

イ 監査手続

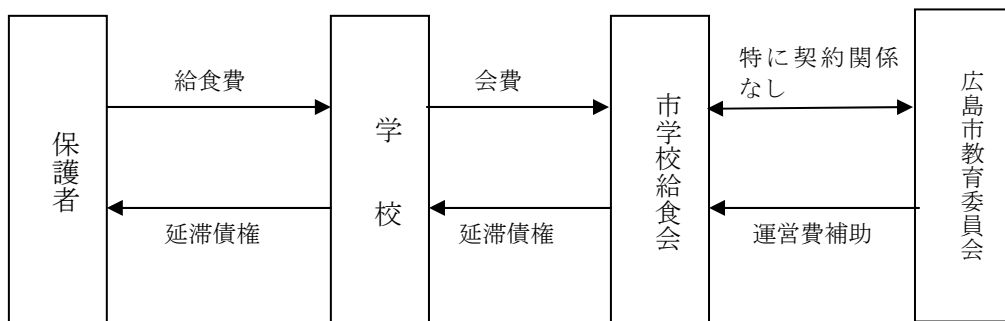
広島市から市学校給食会への補助金の交付についての財務事務の執行状況の妥当性を検証するため、広島市の補助金交付手続きについて検証するとともに、市学校給食会への往査を実施した。なお、市学校給食会について外部監査の対象となるのは、広島市から交付されている補助金の範囲内とされている。したがって、本来の事業である給食賄材料の調達や会費収入についてはここでの監査対象外である。市学校給食会についての具体的な監査手続としては、担当者からのヒアリング、帳簿や証憑類の閲覧等を実施した。

ウ 監査の結果

監査の結果として記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 市学校給食会との関係について



市学校給食会と広島市の間には、明示された契約関係は存在していない。いわば、慣習的に業務の分担を行っている。献立作成は学校の設置者すなわち広島市が責任を持って実施すべきであり、その献立に従って食材を購入するのは市学校給食会である。市学校給食会には広島市から運営費の補助金が支払われる。また保護者等から収受する学校給食費は、学校を通して市学校給食会へ入金される。一見、市学校給食会と保護者の間に広島市は介在しないようにみえるが、その学校給食費を事実上決定するのは広島市である。このように関係が相互に絡み合っているにもかかわらず、これまで明確な取決めはなされていない。他の政令指定都市でも同様ということであり、当事者は現状で何も不都合はないかもしれないが、外部からみると極めてわかりにくい関係であるのも事実である。

例えば、回収不能の学校給食費は最終的には誰が負担するのか。市学校給食会も明確な見解は持っていないようであった。ちなみに市学校給食会の決算上、不納欠損処理を今まで行ったことはなく、貸借対照表に資産として計上されている。

市学校給食会の食材の購入は、食材の売買とみるのか、あるいは学校給食費負担者からの委託とみるのか。委託と考えると、年度終了時に余った給食費は負担者に返金するという考え方もあるようである。

既に市学校給食会が設立されて半世紀近く経過しており、関係の明確化を検討して良いと考える。数少ない事例だが「物資調達に関する協定書」を締結している自治体もあるようである。

3 人件費

(1) 人件費について

ア 事実の概要

(ア) 学校栄養職員（栄養士）

学校栄養職員の業務は、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等により食事内容の充実向上を図ることである。より具体的に言えば、献立案の作成及び検討、物資の選定、物資の検収、在庫管理、学校における給食指導、残食調査、各種統計資料の作成などがある。学校給食にたずさわる学校栄養職員は国からの設置促進の要請を受け、段階的にその定数増加を図ってきている。

現在その学校栄養職員の人件費は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）及び関係政令において定められているとおり、県費負担教職員制度に基づいて広島県が負担している。またその給与費の2分の1は国庫負担である。現在の定数は以下のとおりである。

学 校 栄 養 職 員 の 定 数

自校調理校		共同調理場	
児童生徒数	学校栄養職員定数	児童生徒数	学校栄養職員定数
550人以上	1人	6,001人以上	3人
549人以下	4校につき1人	1,501人以上 6,000人以下	2人
549人以下かつ3校以下の市町村	1人	1,500人以下	1人

広島市の平成16年度の学校栄養職員配置予定（前年度の3月の見込みによる。以下人件費の項に記載の児童生徒数及び教職員数は同様に見込み数字である。）によれば、自校調理校の場合、小学校 111校、中学校5校、養護学校1校であり、そのうち養護学校は上記表によらず、1校につき1人の配置が必要とされ、その他は児童生徒数が550人以上の学校は48校、549人以下の学校は68校となっている。必要定数は1人＋48人＋68/4＝66人となる。また、共同調理場は広島市では学校給食センターと呼称し、平成16年度は6センターで児童生徒数の合計は小学校26校、中学校11校の16,392人である。必要定数は10人となる。しかし実際の配置は自校調理校に60人、学校給食センターに9人の合計69人となっており7人少なく配置されている。これは「小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置」にあるとおり、段階的に引き上げられることになっているのだが、学校栄養職員はそもそも県の負担であり、県からの配置が不足していることによる。広島市としてはその配置不足分を補充するのではなく、学校栄養職員としての

業務を果たせるように地域的均衡をとりながらバランスよく各校に配置することになっている。

また中学校42校生徒数20,088人のデリバリー給食のために保健体育課に所属している3人の臨時栄養士がいるが、これは広島市費負担となっている。

広島県の学校栄養職員の人件費は広島市で知る立場にないが、平均年収700万円として、69人×700万円＝4億8,300万円のコストが学校給食事業として発生していることになる。ただし平均年収700万円は、後述する広島市調理員の平均年収を参考にした推測である。

(イ) 学校給食調理員

学校給食における調理員の業務は物資の検収・検品、調理、食器、食缶の準備、返ってきた食器・食缶の洗浄・消毒・保管、調理場の清掃等を行うことである。当日の給食に係る調理は衛生管理上すべて当日に行うこととしているため、午前中が最も忙しい時間帯でありその時間帯に職員を重点的に配置するようにしている。主たる勤務時間は以下のとおりである。

区 分	勤 務 時 間
正規調理員	8時30分～17時15分
嘱託調理員	8時30分～16時30分
臨時調理員	8時30分～12時30分

(注1)勤務時間は学校によって多少異なるため、代表的な勤務時間である。

(注2)嘱託調理員は1年を通じて週30時間勤務となるよう本来6時間勤務のところ、給食のある日を7時間勤務にして給食のない日から振り替えている。

調理員定数についても学校規模に応じた定数が定められている。その人員数は昭和35年12月の文部省体育局長通知によって以下のように示されている。

学校給食調理員数の基準（以下「国基準」という。）

児童生徒数	従事員の数
100人以下	1人又は2人
101人～300人	2人
301人～500人	3人
501人～900人	4人
901人～1,300人	5人
1,301人以上	6人に児童生徒数が500人を増すごと1人を加えた数

しかしながらこの通知が出された後、共同調理場の普及、施設設備の近代化、

パートタイム職員の増加等により実状に合致しない点がみられることから、昭和60年1月の文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」により、地域の実状等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があることが示された。広島市では独自に学校給食調理員配置基準（以下「市基準」という。）を設定しているが、下記のように改訂をしている。まず平成8年度に0-157が発生したことにより、平成9年4月1日付け体育局長通知「学校給食における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について」（文体学第266号）の「学校給食衛生管理の基準」に対応するため、平成10年度に増員を図ったものとなっており、パートタイム職員による人件費の縮減を図りつつ、総人数的には国基準における定数より加配されたものとなっている。その後平成17年度においても衛生管理の観点から学校給食衛生管理の基準が一部改定されたため、広島市においても市基準の見直しがなされた。例えば小学校の配置については以下のようになっている。

広島市学校給食調理員配置基準

～平成9年度		平成10年度～平成16年度		平成17年度～	
児童数	配置人数(人)	実食数	配置人数(人)	実食数	配置人数(人)
1～300	2	1～200	2	1～200	2
		201～300	2 + (1)	201～300	2 + (1)
301～500	3	301～400	2 + I + (1)	301～400	2 + I + (1)
		401～500	2 + II	401～500	2 + II
501～700	3 + ①	501～600	2 + II + (1)	501～600	2 + II + (1)
		601～750	2 + III	601～700	2 + III + ①
701～900	3 + ① + (1)			701～750	2 + III + (1)
		751～900	3 + II + (1)	751～800	3 + II + (1) + ①
801～900	3 + II + (2)				
901～1100	4 + ①	901～1100	3 + III	901～1000	3 + III + (1)
				1001～1100	3 + III + (1) + ①
1101～1300	4 + ① + (1)	1101～1300	3 + III + (1)	1101～1200	3 + III + (2)
				1201～1300	3 + III + (2) + ①
1301～1550	5 + ①	1301～1550	3 + IV	1301～1400	3 + IV + (1) + ①
				1401～1500	3 + IV + (2)
1551～1800	5 + ① + (1)	1551～1800	3 + IV + (1)	1501～1650	3 + IV + (2) + ①
				1651～1800	3 + IV + (3)

(注1) 配置人数の表示

1、2…正規職員

I、II…嘱託職員

(1)、(2) …4時間勤務臨時職員

平成9年度以前 ① 8時間勤務臨時職員

平成17年度以降 ① スポットの4時間勤務臨時職員

スポットは、年間60日の範囲内で学校長が必要と認めた日に雇用することを原則とする。

(注2) 実食数は、児童生徒数＋教職員数（正規職員＋週30時間以上非常勤職員＋常勤臨時職員）となっている。なお、実食数は、前年度の3月の見込みによった1日の最大食数のことであり、実際の食数という意味ではない。

(注3) 中学校は、実食数を1.24倍した数が各基準範囲を超える場合は、4時間勤務臨時職員を1名加配している。

(注4) 嘱託職員の勤務時間は、給食実施日は7時間勤務とし、1時間の超過分は長期休業期間中等の給食を実施しない日に、原則として6時間単位で振り替える。

(注5) 4時間勤務臨時職員の雇用は、給食実施日のみである。

広島市では平成10年度から平成16年度まで定年退職者の2分の1を正規職員で補充し、残りを嘱託化することによって効率化を図ってきている。しかし市基準は二つの点で国基準より加配なものとなっている。ひとつは国基準では従事員の数を児童生徒の数によって配置しているが、市基準では教職員の数を含めた実食数という基準に基づいていること、もうひとつは実食数で算定したとしても国基準より、配置人数が多いことである。例えば650食数の学校では国基準によると4人であるが、市基準では正規職員2人、嘱託職員3人及び臨時職員1人が配置される。これは国基準より、時間数にして9時間多い計算となる。理由は、上記記載のように安全衛生面に配慮したということである。

この市基準に基づいた平成16年度における広島市の自校調理校と学校給食センターとの人員配置は次のようになっている。なお、義務教育でない高等学校2校を除いている（以下、人件費の項において同じ）。

広島市の調理方式別の児童生徒数と調理員数

内訳	自校調理校	学校給食センター
学校数	117校	37校
児童生徒数	58,278人	16,392人
正規調理員	251人	42人
嘱託調理員	215人	42人
臨時調理員	85人	8人

自校調理校の調理員数(嘱託臨時換算後)は、下記のとおり481.625人である。

内訳

正規職員 251人（前出表より）

嘱託職員（8時間換算） $215人 \times 7時間 \div 8時間 = 188.125人$

臨時職員（8時間換算） $85人 \times 4時間 \div 8時間 = 42.5人$

合計 $251人 + 188.125人 + 42.5人 = 481.625人$

児童生徒121人に対して調理員が1人配置されていることになる（ $58,278人 \div 481.625人 = 121人$ ）。

1校当たりの平均児童生徒数は498人であり、1校当たり調理員配置人数は平均4.11人となる（ $498人 \div 121人 = 4.11人$ ）。

学校給食センターの調理員（嘱託臨時換算後）は下記のとおり82.75人である。

内訳

正規職員 42人（前出表より）

嘱託職員（8時間換算） $42人 \times 7時間 \div 8時間 = 36.75人$

臨時職員（8時間換算） $8人 \times 4時間 \div 8時間 = 4人$

合計 $42人 + 36.75人 + 4人 = 82.75人$

児童生徒198人に対して調理員が1人配置されていることになる（ $16,392人 \div 82.75人 = 198人$ ）。

1校当たりの平均児童生徒数は443人であり、1校当たりは平均2.23人の配置である（ $443人 \div 198人 = 2.23人$ ）。

学校給食センターの自校調理校に対する優位性は1校当たりでは $4.11人 - 2.23人 = 1.88人$ であり、児童生徒当たりでは $198人 - 121人 = 77人$ である。したがって共同調理場は自校調理の場合に比べて調理員数が69人（ $= 37校 \times 1.88人$ ）節減されている。

調理員の他に、学校給食センターにはセンターの長である所長と臨時事務職員がいる。所長は所管課の管理職であるため調理員人件費には含めないが、臨時事務職員はわずかでありこれを含める。

臨時事務職員を含めた平成16年度決算における調理員の人件費総額は以下のようになる。

人件費総額 27億7,102万円

内訳

正規職員 20億5,675万円（1人当たり約702万円）

嘱託職員 5億6,022万円（1人当たり約218万円）

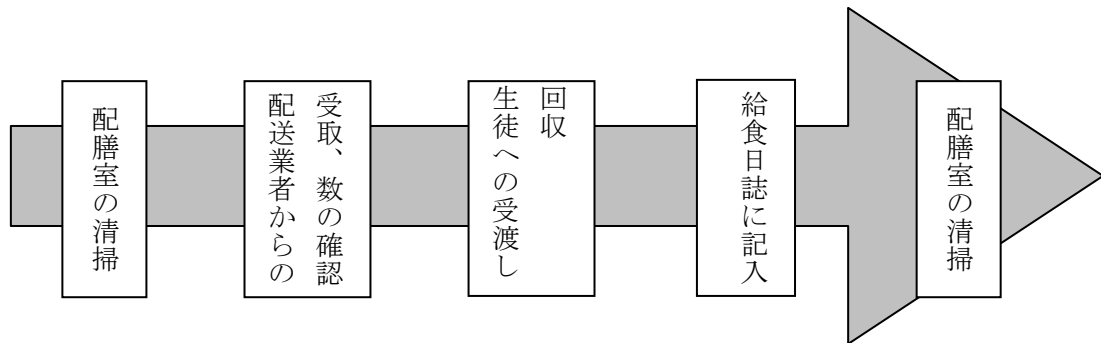
臨時職員 1億5,404万円

(ウ) その他人件費

a 配膳担当臨時職員（以下「配膳パート」という。）

学校給食センター調理による小学校26校、中学校11校及びデリバリー給食による中学校42校では、調理員がいないため配送車からの受取、返却などを行う配膳パートを雇用している。

主な業務は以下のとおりである。



デリバリー給食による中学校については、生徒数と教職員数の合計が600人未満は3時間パートが1人、600人以上は2時間パートが2人の配置となっている。学校給食センターによる学校については、原則1校につき1人配置されている。平成16年度の配膳パートの人員は98人、延時間は39,390時間であり、年間人件費は時間単価1,050円を乗ずると4,135万円となる。

b 所管職員

学校給食に従事する職員としては、所管部署である保健体育課の給食係7人と調理員等の人事担当である教職員課の2人がいる。以上の人員について平成16年度人件費は推計で1人約700万円とすると合計で約6,300万円である。他にも教職員の給与及び定数管理や学校施設・設備の管理業務があるが、直接学校給食事業にたずさわるわけではなく、広く給与一般、学校一般に従事するので考慮外とした。

また、学校給食センターの所長に係る人件費は5,311万円である。したがって合計は、約1億1,611万円となる。

c 市学校給食会の職員

学校からの会費（学校給食費）の収納及び学校給食用物資の購入・管理は市学校給食会が行っている。市学校給食会は広島市の学校給食事業のみを実施しており、その運営経費は広島市からの補助金によっている。したがってその職員人件費は給食事業に係るものといえることができる。平成16年度決算によると役職員数10人の人件費総額は7,587万円である。

(エ) 学校給食事業に係る人件費総額

a 広島市の職員数（臨時職員を除く。）

（単位：人）

区分	事務職	所長	調理員	嘱託職員	合計
教育委員会	(注1) 9	—	—	—	9
自校調理校	(注2) —	—	251	215	466
学校給食センター	—	5	42	42	89
合計	9	5	293	257	564

(注1) 保健体育課学校給食係 7人、教職員課 2人

(注2) 実際には学校で給食事業の一部に携わる事務職もいるが、専任ではないため含めていない。

b 臨時職員数

（単位：人）

区分	栄養士(注)	調理員	配膳パート	事務員	合計
教育委員会	3	—	—	—	3
自校調理校	—	85	—	—	85
学校給食センター	—	8	41	3	52
デリバリー給食校	—	—	57	—	57
合計	3	93	98	3	197

(注) 県費負担の学校栄養職員を含まない。

c 人件費総額

(金額単位：万円)

人件費の金額と給食対象人数	自校調理校	学校給食センター	デリバリー給食校	合計
県費負担学校栄養職員 A	42,000	6,300	—	48,300
市学校給食会 B	4,666	1,312	1,608	7,587
調理員(正規) C	176,126	29,548	—	205,675
調理員(嘱託) D	46,696	9,326	—	56,022
栄養士・調理員・配膳員(臨時) E	13,071	3,813	3,101	19,986
所管部署係員 F	3,874	6,401	1,335	11,611
合計 (A～F) G	286,435	56,702	6,045	349,183
対象児童生徒数 H	58,278人	16,392人	20,088人	94,758人
対象教職員数 I	4,152人	1,241人	1,180人	6,573人
合計対象食数 J = H + I	62,430食	17,633食	21,268食	101,331食
児童生徒1人当たり人件費 G ÷ H (1食当たり人件費 G ÷ H ÷ 187食)	49,149円 (262.8円)	34,591円 (185.0円)	3,009円 (16.1円)	
合計食数当たり人件費 G ÷ J (1食当たり人件費 G ÷ J ÷ 187食)	45,881円 (245.4円)	32,156円 (172.0円)	2,842円 (15.2円)	

(注1) 学校給食センターの所長以外の所管部署係員及び県費負担学校栄養職員の人件費は1人700万円として推計した金額により、児童生徒数によって按分している。

(注2) 市学校給食会の人件費は平成16年度決算数値により、児童生徒数によって按分している。

(注3) C、D、E、Fの金額については、広島市教育委員会総務課の作成資料に基づいている。

(注4) 1食当たり計算は、1日の実食数によっている。実際の食数は学校行事などによって減少することもあるが、調理員の配置が実食数に基づいているためこれを使用した。

(注5) デリバリー給食校にはこれら配膳パートの人件費とは別に調理業務の委託料が発生する。

このうち広島市における直接的に調理に係る支出となっているものは、県費負担学校栄養職員、市学校給食会と所管部署係員の職員の給与等を除いた28億1,684万円であり、児童生徒数による1食当たり人件費は自校調理校216.5円、学校給食センター調理校139.3円である。

d 調理員の年休等取得の代員に係る人件費

学校給食事業に係る人件費総額には以下の変動的金額が含まれている。正規職員及び嘱託職員には年休として、有給休暇の取得が年に最高20日まで認められている。次年度に繰り越すことが可能であるため、その場合には1年に40日の取得が可能である。調理員が給食実施日に年休を取得した場合には配置人数を満たす必要があるため、代員登録者のなかから勤務可能な臨時職員を代員として手配する。この人件費については年度によって変動があると考えられるが、過去3年間の実績は下記のとおりであり、毎年度大きな増減はないためcの人件費総額に含めることとした（cの表のEに含まれている。）。

調理員の代員に係る人件費の推移

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
金 額	5,246万円	5,773万円	5,466万円

代員の勤務時間数について平成16年7月について調査すると以下のとおりである。なおこの月の正規職員及び嘱託職員の勤務日は21日、給食実施日は12日である。

平成16年7月の代員勤務状況

区分	自校調理校	学校給食センター	合計
正規・嘱託調理員数	466人	84人	550人
調理日×勤務時間	42,156時間	7,560時間	49,716時間
代員の勤務時間数	2,970時間	643時間	3,613時間
8時間換算した人数	371人	80人	451人
人件費の金額 @1,050円/時間	3,118,500円	675,150円	3,793,650円

（注）人件費単価は4時間勤務の時間単価を使用した。8時間勤務の場合は7,300円/日となる。

上記の表によれば、代員の勤務時間数から計算すると、正規・嘱託調理員550人のうち概ね451人が7月の給食実施日12日の間に平均1日の有給休暇を取得したことになる。

(オ) 調理員の1日のスケジュール

調理員は他の広島市職員と同様の年間の勤務日は平成16年度の約241日に対して、実際に調理に従事する調理日は約187日と77.6%である。

学校給食センターと自校調理校の調理員の1日のスケジュールは概ね下記のようにになっている。

学校給食センターのスケジュール	
8 : 30	朝礼 食材の検収・検品 食材の下処理 調理
10 : 45	配食 調理室片付け
12 : 00	昼食 休憩
13 : 30	食器・食缶等の洗浄 清掃
15 : 45	休憩
16 : 00	ミーティング (明日の打ち合わせと今日の反省)
16 : 30	嘱託調理員の帰宅
17 : 15	業務終了

下処理に時間がかかる給食日は、30分又は60分の早出勤がある。

配送時間は大体11時前くらいから、12時前くらいである。

洗浄・清掃などはその日のメニューによっても違いがある。

学校給食センターにおける調理作業のピークは、配送が始まる11時くらいまでと考えられる。1日のなかで忙しい時間帯が決まっており、調理から清掃にいたるまでの時間は6時間程度ということになる。

また、平成16年度の勤務日は241日に対し、給食を実施する日は187日である。残りの54日は春季・夏季・冬季の長期休業日である。長期休業日には基本的には調理員がすることは多くない。しかしながら勤務日であるから、洗浄機や食器の洗浄や、保管庫や調理場の清掃を行っている。この期間を調整するために、通常6時間勤務の嘱託職員については給食実施日を7時間勤務にし、給食実施日以外に振り替えて休んでもらうようにしているが、それでも241日×6時間＝1446時間から187日×7時間＝1309時間を控除した137時間が給食実施日以外の出勤日となる。日数換算すると22.8日であるから、優に1か月は給食実施日以外の出勤ということになる。参考までに嘱託職員257人の1か月の給与手当は4,700万円前後であると推計される。

また臨時職員について言えば給食実施日以外の出勤はないが、給食実施日の

勤務時間は8時30分から12時30分の4時間となっている。献立内容の違いによって、毎日の作業時間が一定とはならず、実際の作業は12時前には終わるとはかぎらないとのことである。

<u>自校調理校のスケジュール</u>		学校の調理開始時間は学校の始業時間と同じで、学校ごとに違う。
8 : 25	始業 食材の検収・検品	
8 : 50	ミーティング	
9 : 00	作業開始	
11 : 50	昼食	
12 : 10	配缶	
12 : 20	給食 調理室片付け	
13 : 05	食器・食缶等の回収・洗浄 清掃	
15 : 15	ミーティング 白衣等洗濯 曜日によっては、重点的に清掃	
17 : 10	業務終了	

上記から自校調理校は12時10分の配缶まで調理が行われることから、調理から清掃にいたる時間はセンターとは違いがある。また給食実施日ではない日も、センターと同様の食器洗浄や日頃できない清掃などのほか、教室のカーテンを繕ったり、校舎のペンキを塗ったり学校職員としての業務を担っている。

(カ) 退職金

調理員についての退職金及び退職者数の推移は以下のとおりである。学校給食センターの所長の退職金は除いている。

平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度予算
58,502万円 (37人)	36,439万円 (24人)	24,139万円 (15人)	25,418万円 (15人)

1人当たりの退職金の平均は約1,587万円である。

今後の定年退職者見込み人数の推移と退職金推定額（1,587万円×定年退職見込み人数）は以下のとおりである。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
30,153万円 (19人)	30,153万円 (19人)	26,979万円 (17人)	28,566万円 (18人)	15,870万円 (10人)

平成17年度以降平成22年度までの定年退職者見込み人数は98人であり平成16年度末人員の約33%に当る。この人数の補充をいかに行うかが今後の大きな課題である。

イ 監査手続

- (ア) 平成16年7月21日支給の給料及び手当等について、学校給食センター1か所及び学校1校を対象に選び、支給額が勤務実態に応じて計算されているか確認した。
- (イ) 平成16年度に退職した職員に対する退職金支給額の正確性について確認した。
- (ウ) 学校給食調理現場を視察、調理業務の実施状況を観察することにより市基準による人員配置によっているか確認した。

ウ 監査の結果

監査の結果として記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 勤務時間の硬直化

調理作業時間のピークは午前中にある。広島市としても正規職員の採用を抑え、嘱託職員・臨時職員を増加させている。しかし正規職員の勤務時間は他の広島市職員と同様の勤務時間であり、給食調理という特殊性を考慮していない。その結果、給食を実施しない勤務日が年間54日あり、また調理実施日においても調理内容によっては作業時間以外の勤務時間が生ずる。

また調理食数は学校行事などで日によって多少変化するが、児童生徒と教職員の合計数をもとに調理員等の配置を行っている結果、作業時間以外の勤務時間が発生し易くなるという傾向がある。

広島市は調理員の配置については、平成10年度から平成16年度まで定年退職者の2分の1を正規職員で補充し、残りは嘱託化をすすめてきた。また、臨時職員は午前中の繁忙期に合わせて雇用する方針をとっている。しかし、「安全でおいしい給食の遂行」を最優先に考えて人員配置をしているため、効率化という観点からはいくつか改善点がある。

第一に調理員については従来から学校給食の質の低下を招かない範囲で合理

化の必要性が指摘されていることから、正規職員を半数近く配置する必要があるかどうかである。質の低下を招かない範囲で更なる嘱託化・臨時化が可能かどうか検討の余地がある。また、自校調理校には2人以上の正規職員を配置することとしているが、嘱託職員に対してその能力に応じた責任と権限を与えることにより、正規職員を配置しない学校が認められても良いのではないだろうか。

第二に嘱託職員は、週30時間勤務という契約になっているため、給食実施日以外の人件費コストが生じてしまうという問題があるが、臨時職員は1日の雇用時間を自由に決定できるため、嘱託職員を臨時職員へ移行していく方策を検討する必要がある。

第三に臨時職員は自由に1日の雇用時間を決定できるため、例えば勤務時間は4時間以外でも良いし、同じ4時間勤務であっても午前8時からにするなどの配慮により、より調理作業のピークに合わせた時間設定ができるのではないかと。

第四に調理員の勤務時間についても、当日の給食は当日調理が原則であることから、午前8時30分の勤務時間を30分早くして終業時間を繰り上げるといったことも考えられるため、給食調理日の業務の実態に応じて、正規職員及び嘱託職員を含めた全体として、柔軟に始業時間を設定することも検討すべきである。

このように、職員の配置についていくつか改善の余地があるが、正規職員や嘱託職員が給食実施日以外にも勤務していることによって生じる人件費コストについては、解決のための方策は少ない。広島市はパート化（これは既に相当進めている。）、更に調理業務の民間委託化を視野に入れた取組を検討している。この傾向は避けられないものとする。

(イ) 学校給食センターの効率性・稼働率

広島市の学校給食センターは、合併により広島市に編入した町村に設置されていたものである。政令指定都市の中で直営の共同調理場を設置している都市は広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、静岡市、神戸市と福岡市の7市となっている。この他大都市では東京都に設置されている。本来合理化のためというよりも、比較的小規模の市町村において学校給食を単独校で実施することが困難な場合に共同調理場の設置がなされてきたという事情がある。

広島市においては学校給食センター自体が古くなってきており、平成17年9月1日現在の学校給食センターが供給する児童生徒数も各センターがこれまで提供していたピーク時の食数と比べて62%と大きく減少している。これらの事情から平成17年9月に旧安佐地区学校給食センターを吸収統合した可部地区学校給食センターでは、民間委託による調理が始まった。契約によれば、年間4,389万円（ただし9月からの2,3学期分）、食数当たり約84.35円での委託を行っている。広島市は可部地区学校給食センターをモデル事業とし、今後学校給食センターのありかたを検討する方針である。上記(ア)による人件費コストの柔軟化が困難である場合には食数当たりの人件費コストと比較して民間委託しか効率化の選

択肢はない。もし学校給食センターでの給食すべてを民間委託した場合には調理員人件費 4億1,207万円から民間委託による場合の推定値2億7,813万円（17,633人×84.35円×187日）へと約1億3,394万円のコストが減少すると考えられる。

(ウ) 配膳パート

現在既に中学校の42校については、デリバリー給食というかたちで民間委託されている。その42中学校において配置されている配膳パートは、実食数（全生徒数＋全教職員数）によって配置人数を決定している。つまり全員が100%申し込んだ場合の食数を想定して算定している。しかしながらデリバリー給食は選択制であって、実際の申込み率は平成15年度で48.9%、平成16年度で47.4%となっており、実際の食数（以下「平均実食数」という。）は実食数の50%を切っている。配膳パートは実食数によっているため、ほぼ倍数の配置がなされていることになる。平均実食数によって配置すると配膳パート数を削減可能ではないかと考える。デリバリー給食校の配膳パートに係る人件費は平成16年度決算額で2,341万円であるが、仮に実施率を平均50%として計算すると50%相当額（約1,170万円）が削減可能ではないか。ただし、実際は1校につき1人の配置校もあるので直ちに半分にできるわけではないが、平均実食数による配置によりある程度の削減は可能と思われる。

4 学校給食関係総原価の分析（参考資料）

(1) 平成16年度の学校給食関係総原価

（単位：万円）

区 分		平成16年度	
①賄材料費 (注)		327,061	45.6%
	給食用物品整備費	7,144	
	学校給食衛生管理基準改訂に伴う備品整備	2,416	
	中学校給食調理委託	32,202	
	学校給食センター等管理運営	17,428	
	学校給食センター整備	1,689	
	市学校給食会運営補助	12,279	
②物件費計		73,159	10.2%
	調理員（正規）	205,675	
	調理員（嘱託）	56,022	
	栄養士・調理員・配膳員（臨時）	19,986	
	所管部署係員	11,611	
	退職金	24,139	
③人件費計		317,433	44.2%
給食関係総原価④=①+②+③		717,653	100.0%
⑤年間給食食数		15,812,158食	

（出典：賄材料費については「財団法人広島市学校給食会決算報告書」、物件費については「平成16年度主要な施策の成果」、人件費については広島市教育委員会総務課作成資料）

（注）賄材料費からは市学校給食会が県立学校から徴収する負担金60万円を控除している。

学校給食関係総原価は総額で71億7,653万円であり、その内訳は賄材料費が45.6%、物件費が10.2%、人件費が44.2%となっている。物件費の比率が相対的に低い、これは学校給食センター等給食調理施設の減価償却費が含まれていないこと等によるものと思われる。

平成16年度の学校給食関係総原価を年間給食食数15,812,158食で除すると以下のとおり1食当たり454円の原価となる。なお、賄材料費については全額保護者が負担しているため、公費負担は物件費及び人件費部分であり、1食当たり247円（（②+③）/⑤）となる。

本来ならば、調理方式別にかつフルコストすなわち給食施設に係る減価償却費や退職給付引当金等を織り込んだ原価を算定するとコストは増えるはずであるが、基礎データがないため割愛した。

1食当たり原価内訳		(単位：円/食)
区 分		平成16年度
	賄材料費①/⑤	207
	物件費②/⑤	46
	人件費③/⑤	201
	1食当たり原価④/⑤	454

この1食当たり原価を他都市と比較すると以下ようになる。

1食当たり原価内訳		(単位：円/食)				
区 分		広島市 平成16年度	大阪市 平成15年度	北九州市 平成15年度	岡山市 平成15年度	
給食形態		直営・自校調理117校 直営・共同調理37校 委託・デリバリー42校	直営・自校調理	直営・自校調理	直営・自校調理87校 委託・自校調理13校 委託・共同調理12校	
	賄材料費①/⑤	207	192	205	自校調理校	共同調理校
					265	286
	物件費②/⑤	46	56	479	55	169
	人件費③/⑤	201	343		365	141
1食当たり原価④/⑤		454	591	684	685	596

(出典：学校給食事業分析（経過報告）大阪市政改革本部を参考)

これらを比較すると1食当たり原価は広島市が最も低い値となっている。これは、共同調理が行われることにより規模の経済を享受していること、中学校給食調理業務の民間委託により効率化が図られていること、比較的早くから調理員の嘱託化が進んでいることが原因と考えられる。

(2) 教職員分について

学校給食を利用するのは児童生徒だけではなく、教職員も利用している。原価分析をする場合はこの点も検討しておく必要がある。なおここで教職員とは、学校及び学校給食センターに勤務する教職員をいう。

児童生徒及び教職員の平成16年3月12日見込みの平成16年度の予定人数は以下の

とおりである。これをもとに概算を算出する。

(単位：人)

区 分	児童生徒	教職員	合計
小学校（自校調理）	55,228	3,718	58,946
中学校（自校調理）	2,837	261	3,098
養護学校（自校調理）	213	173	386
学校給食センター（共同調理）	16,392	1,241	17,633
合 計	74,670	5,393	80,063

(出典：教職員課作成「給食調理員配置予定表」)

この他中学校のデリバリー給食実施校の教職員数が1,180名いるが、デリバリー給食は本人の選択によるため、おおむね半数600名程度が利用していると思われる。したがって給食利用教職員総数（1日当たり）を5,393人＋600人＝5,993人と推定する。年間給食日数を187日とすると教職員の年間給食食数は5,993人×187日＝1,120,691食となる。

(1) によると、1食当たりの公費負担は247円であった。これを教職員年間給食食数1,120,691食に乗じると、教職員給食への公費負担は約2億7,681万円と算定された。これは給食原価全体の約7%に相当する。なお人員数も大体同じような比率である。

採用した1食当たりの原価は自校調理、センター調理、デリバリー給食等の調理方式別ではないので、最も食数が多くかつ原価の高い自校調理の1食当たり原価がセンター調理やデリバリー給食の低原価によって薄められているため、全体としてはやや低めに算定されている。正確には調理方式別に算定することが必要だが、ここでは概略にとどめる。

学校給食法第6条では、学校給食の実施に関する経費の負担について学校設置者と保護者の負担関係を規定しているが、教職員の負担についての規定はない。過去からの慣行として、教職員が保護者と同様の負担を行っている。文部科学省の指導でも明文化されたものはないようである。

この公費負担について、教育委員会に見解を求めたところ、教職員が児童生徒と同じ給食を食べるということによって児童生徒に対する食育を推進することができるという教育的効果をもつので、教職員の給食は教育の一環であるとのことであった。

5 学校給食に係る広島市の主な取組みと進捗状況(参考資料)

(1) 安全でおいしい給食の推進対策事業の概要

ア 趣旨

学校給食の充実を図るため、学校給食センターの献立や食器の充実、配送時間の短縮、アレルギー食への対応、学校給食衛生管理基準への適合のための施設・設備の充実、老朽化している学校給食センターの集約化と調理業務の民間委託化を柱とする改善対策を平成17年度から実施するものである。

イ 事業計画

(ア) 学校給食センターの献立の充実、調理器具、食器の検討

献立の見直し、焼き物器の導入、ステンレス製食器の見直しを行う。

(イ) 学校給食センターからの配送時間の短縮

配送車の増加により時間を短縮する。

親子調理を設ける(4校)。

(ウ) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応

学校給食センターにおける除去食、代替食の実施を可能とするための整備を行い、「より安全でおいしい給食の推進検討委員会」において検討する。

(エ) ドライ運用への対応

可部地区学校給食センターにドライ運用のための調理器具を整備し、一層のドライ運用を推進する。

(オ) 安佐・可部地区学校給食センターの改修

安佐地区学校給食センターの機能を可部地区学校給食センターに集約するため、可部地区学校給食センターを改修する。

安佐地区学校給食センターを清和中学校の配膳室等として利用するための整備を行う。

(カ) 調理業務民間委託

機能集約後の可部地区学校給食センターの調理業務について2学期から民間業者へ委託することにより、運営の効率化を図る。

(キ) 「より安全でおいしい給食の推進検討委員会」の設置運営

(ア)～(エ)の事業内容について検証評価し、18年度には提言を受け、推進計画を策定する。

以上のうち、(エ)～(カ)は、既に実施されており、集約後の可部地区学校給食センターにおいて(イ)及び(ウ)の事業が実施されている。(「第3外部監査の結果及び意見 1 委託料」を参照)